国家公務員の
再就職等規制

（平成２８年度版）

再就職等監視委員会事務局

内閣府
Cabinet Office

再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、国家公務員とＯＢが必ず遵守しなければならない法律上のルールです。

目　次

1 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制・・・・・・・・2

2 在職中の求職の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制・・・・・・6

4 再就職等規制違反事例・・・・・・・・・・・・・・・・9

5 規制違反の調査と制裁措置・・・・・・・・・・・・・・10

6 規制違反情報の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・10

再就職等監視委員会は、国家公務員法に基づいて内閣府に設置されています。

中立・公正な第三者機関として委員長１名、委員４名で構成されており、独立して職権を行使しています。

再就職等監視委員会では、国家公務員の再就職等規制に関する調査や規制の例外承認に関する業務などを行っています。

1 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制

現職の職員が営利企業等に対し、

① 他の職員・職員ＯＢを、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、
（１）当該職員・職員ＯＢに関する情報を提供すること
（２）再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること

② 他の職員・職員ＯＢを、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

は禁止されています。

ただし、次の場合は禁止されていません。

- 職業安定法等に定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 独立行政法人・特殊法人等に職員をいわゆる現役出向させることを目的として行う場合
- 官民人材交流センターの職員が職務として行う場合

（ただし、センターが再就職依頼等を行うのは、組織の改廃等により離職せざるを得ない職員に限ることとされています。）

（例）他の職員・職員ＯＢの名前・職歴の提供
職務内容や待遇等の求人情報の照会
他の職員・職員ＯＢの再就職の要求、依頼

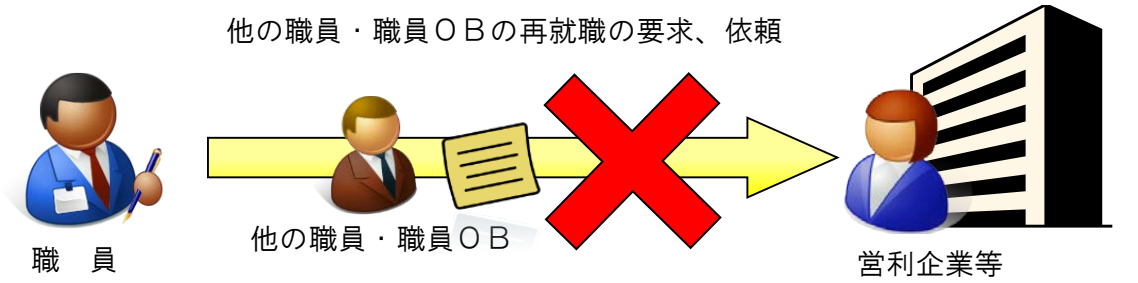

（注）用語について

○「**職員**」とは、一般職の国家公務員をいいます（非常勤職員、臨時的職員、条件付採用期間中の者を除く。）。行政執行法人に勤務する者や、再任用職員、任期付職員も「職員」に含まれます。また、特別職である行政執行法人の役員及び役員ＯＢ（旧特定独立行政法人の役員ＯＢを含む。）にも再就職等規制は適用されますので、当パンフレットにおいて「職員」「職員ＯＢ」と記載されている箇所は、それぞれ「役員」「役員ＯＢ」と読み替えて下さい。

○「**営利企業等**」とは、営利企業に加えて、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く全ての非営利法人をいいます。このため、公益法人、一般法人、ＮＰＯ法人等も営利企業等に含まれます。

○「**子法人**」とは、営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。

Ｑ＆Ａ

Ｑ１．他の職員の再就職依頼・情報提供の規制は、人事担当の職員だけに適用されるのですか。

Ａ１．他の職員の再就職依頼・情報提供の規制は、従事する業務内容にかかわらず、一般職の国家公務員と行政執行法人の役員に適用されます。

　したがって、人事担当以外の職員であっても、他の職員の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。

Ｑ２．営利企業等に再就職の要求や依頼をすることなく、単に他の職員・職員ＯＢの情報を提供するだけの行為であっても規制の対象となりますか。

Ａ２．再就職させることを目的として、職員が、他の職員・職員ＯＢの情報を提供すれば、再就職の要求や依頼をしていなくても規制の対象となります。

Ｑ３．営利企業等側からの依頼により、他の職員・職員ＯＢの情報を提供した場合は、規制の対象となりますか。

Ａ３．営利企業等側からの依頼であっても、職員が、企業等の地位に就かせることを目的として、他の職員・職員ＯＢの情報を提供した場合は、規制の対象となります。

Ｑ４．再就職とは関係なく、営利企業等に対して他の職員・職員ＯＢに関する情報提供を行うことも規制されるのですか。

Ａ４．営利企業等の地位に就かせることを目的とした情報提供に当たらない場合には規制されません。（例：講演を行う職員の略歴の提供など）

Ｑ５．現役出向者は、再就職等規制の対象となるのですか。

Ａ５．退職手当通算法人等に現役出向している者については、再就職等規制の適用外となりますが、出向先において、例えば、職員・職員ＯＢの再就職を依頼等する行為は、現役出向の趣旨から外れ、国民から公務の公正性に疑念を持たれるおそれがあるので注意が必要です。

Ｑ６．非常勤のアドバイザーとなることも「再就職」に該当するのですか。

Ａ６．「再就職」は、常勤、非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめとして、顧問、参与、嘱託のほか、アドバイザーのようなものも含む営利企業等の組織内のいずれかの地位に就くことを意味します。

Ｑ７．「再就職させる目的」について委員会はどのように判断するのですか。

Ａ７．再就職等監視委員会では、職員が他の職員・職員ＯＢを再就職させようという積極的な意図、意欲まで必要はなく、他の職員・職員ＯＢが再就職するであろうことを認識し、認容していれば足りると考えています。

　また、「再就職させる目的」には、特定の個人を再就職させる目的である必要はなく、他の職員・職員ＯＢの誰かを再就職させる目的があれば足りると考えています。

　なお、その判断に当たっては、当事者間のやり取りだけでなく、関係者の証言なども加えた全体的な検証を行っています。

＜国家公務員法第106条の3＞

2 在職中の求職の規制

現職の職員が利害関係企業等に対して、

① 当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
（１）自己に関する情報を提供すること
（２）再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること

② 再就職することを要求又は約束すること

は禁止されています。

ただし、次の場合は禁止されていません。

- いわゆる現役出向の際に独立行政法人・特殊法人等に対して行う場合
- 本省係長級以下（例：行政職（一）４級以下）の職員が行う場合
- 官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等に対して行う場合

（ただし、センターは、組織の改廃等により離職せざるを得ない職員を除き、再就職先の紹介を行わないこととされています。）

- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として再就職等監視委員会の承認を受けた場合（申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ホームページからダウンロードできます。）

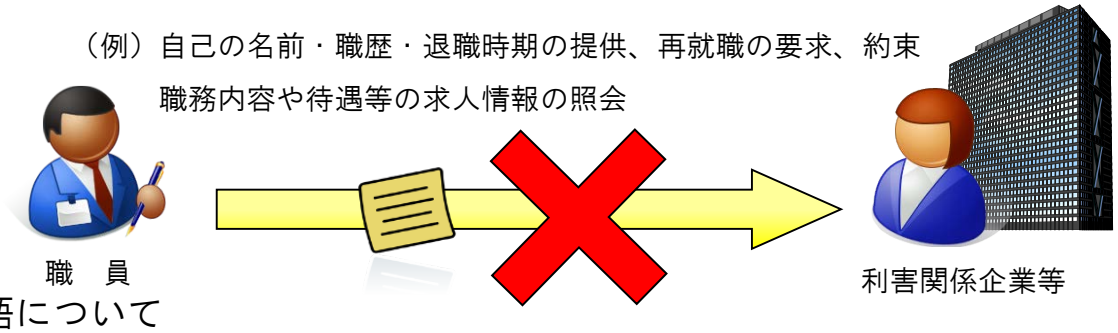

（注）用語について

「利害関係企業等」とは、職員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等（※営利企業等の定義については、２ページ参照。）をいいます。

① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しようと）している営利企業等
② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しようと）している営利企業等
③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している、又は契約の申込みを（しようと）している営利企業等
⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

※　求職しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か判断できない場合は、求職活動をする前に、所属する府省等の人事担当部局に必ず確認してください。

Ｑ＆Ａ

Ｑ１．任期付職員や再任用職員も在職中の求職規制の対象となりますか。
Ａ１．任期付職員や再任用職員（短時間勤務を含む）も規制の対象となります。

Ｑ２．職務との利害関係の有無はどの時点で判断するのですか。
Ａ２．職務との利害関係は、最終官職の職務ではなく、職員が求職を行う時点の職務で判断します。したがって、求職中に人事異動があれば、異動後の職務についてもあらためて利害関係の有無を判断します。

Ｑ３．利害関係企業等に対する求職は、公募であれば可能ですか。
Ａ３．応募する前に再就職等監視委員会の承認を得る必要があります。委員会において、「一般に募集され公正で適正な手続で選考される場合」で、かつ公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合は、承認される可能性があります。

Ｑ４．利害関係企業等からの再就職の依頼に応じることも規制されるのですか。
Ａ４．自ら働きかけることなく利害関係企業等から再就職の依頼を受けた場合であっても、在職中にそれらの依頼に応じることや、再就職することを目的として自己の情報を提供することは規制違反となります。

Ｑ５．自己の情報を提供する目的として、再就職することを目的に含んでいても、業務上の目的もある場合であれば自己の情報を提供することは可能ですか。
Ａ５．自己の情報を提供する目的として、再就職すること以外の目的があったとしても、再就職することが目的に含まれていれば、当然に「再就職することを目的」に該当しますので、当該情報を提供すれば規制違反となります。

Ｑ６．内閣府官民人材交流センターが再就職支援業務を委託する再就職支援会社を利用する場合は、利害関係企業等への求職は可能ですか。
Ａ６．官民人材交流センターが実施する民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、国家公務員法に規定する再就職規制を遵守して行うこととされているため、職員が、在職中に利害関係企業等に求職を行うことは禁止されます。再就職支援会社に求人開拓等を依頼する際に、再就職を希望する営利企業等が利害関係企業等に該当するのか確認する必要があるときは、官民人材交流センターに相談願います。

Ｑ７．法人の本部とは独立して事業を行っているその法人の支部が利害関係企業等に該当する場合、その法人の本部も利害関係企業等となるのですか。
Ａ７．利害関係企業等を判断する際は、支部等を含めた組織全体をひとつの単位として判断することになっていますので、法人の支部が利害関係企業等に該当する場合は、その法人の本部も利害関係企業等となり、本部に対する求職も規制されます。

Ｑ８．現職中にハローワークやインターネットを利用して、求人情報を収集する行為は規制されますか。
Ａ８．単に求人情報を閲覧する行為については規制されませんが、利害関係企業等に対して、自身が再就職を希望しているという情報が伝わった場合は規制の対象となる可能性があります。なお、利害関係がない企業等に対して、現職中に求職活動を行うことは禁止されていません。

3 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

① 退職して営利企業等に再就職した職員ＯＢ（いわゆる現役出向者を除く。）が、離職前５年間に在職した局等組織の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後２年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

② 在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲は異なります（次ページ参照）。

③ これらに違反する働きかけを受けた現職の職員は、再就職等監察官に届け出なければなりません。
（届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になります。）
ただし、次の場合は禁止されていません。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として再就職等監視委員会の承認を受けた場合（申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ホームページからダウンロードできます。）

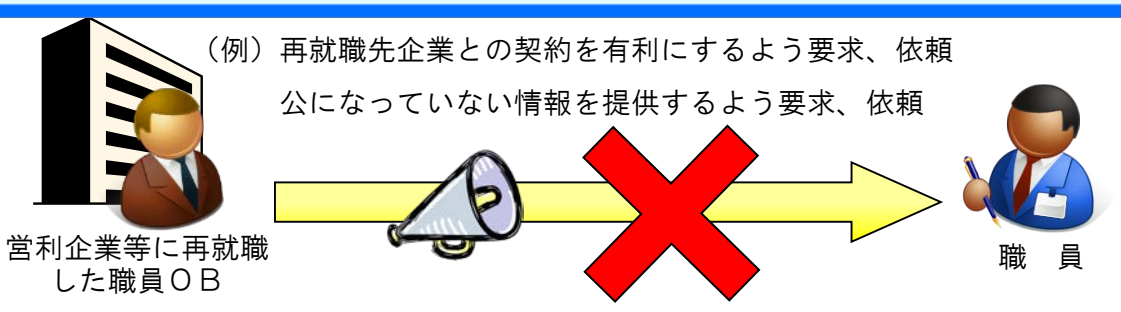

（注）用語について

○「**局等組織の職員**」とは、本省の官房及び局、施設等機関、外局、審議会等事務局、特別の機関、地方支分部局、都道府県警察に属する職員、本省の官房総括整理職に就いている職員などをいいます。

○「**契約等事務**」とは、①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と国等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。

○「**要求又は依頼**」とは、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問も規制の対象となります。

～　再就職者の離職前に就いていたポストや働きかけの内容により規制範囲が変わります　～

① 全ての再就職者（退職後に営利企業等に再就職した職員ＯＢ。以下同じ）
⇒　離職前５年間に在職した局等組織の職員に対し、離職前５年間の職務に属する契約や処分（再就職先に関する契約・処分に限る。以下同じ。）に関して、離職後２年間働きかけを禁止。

② **離職前５年より前に本省部課長級ポストの経験がある再就職者**
⇒　①に加え、離職前５年より前に本省部課長級ポストに就いていたときの局等組織の職員に対し、当該本省部課長級ポストの職務に属する契約や処分に関して、離職後２年間働きかけを禁止。

③ **本省局長級以上ポストの経験がある再就職者**
⇒　①、②に加え、本省局長級以上のポストに就いていたときの府省等の職員に対し、当該本省局長級以上として在職した府省等の所掌に属する契約や処分に関して、離職後２年間働きかけを禁止。

④ **再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分への働きかけ**
⇒　①～③に加え、在職した府省等の職員に対し、自ら決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけを禁止。

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制のイメージ図

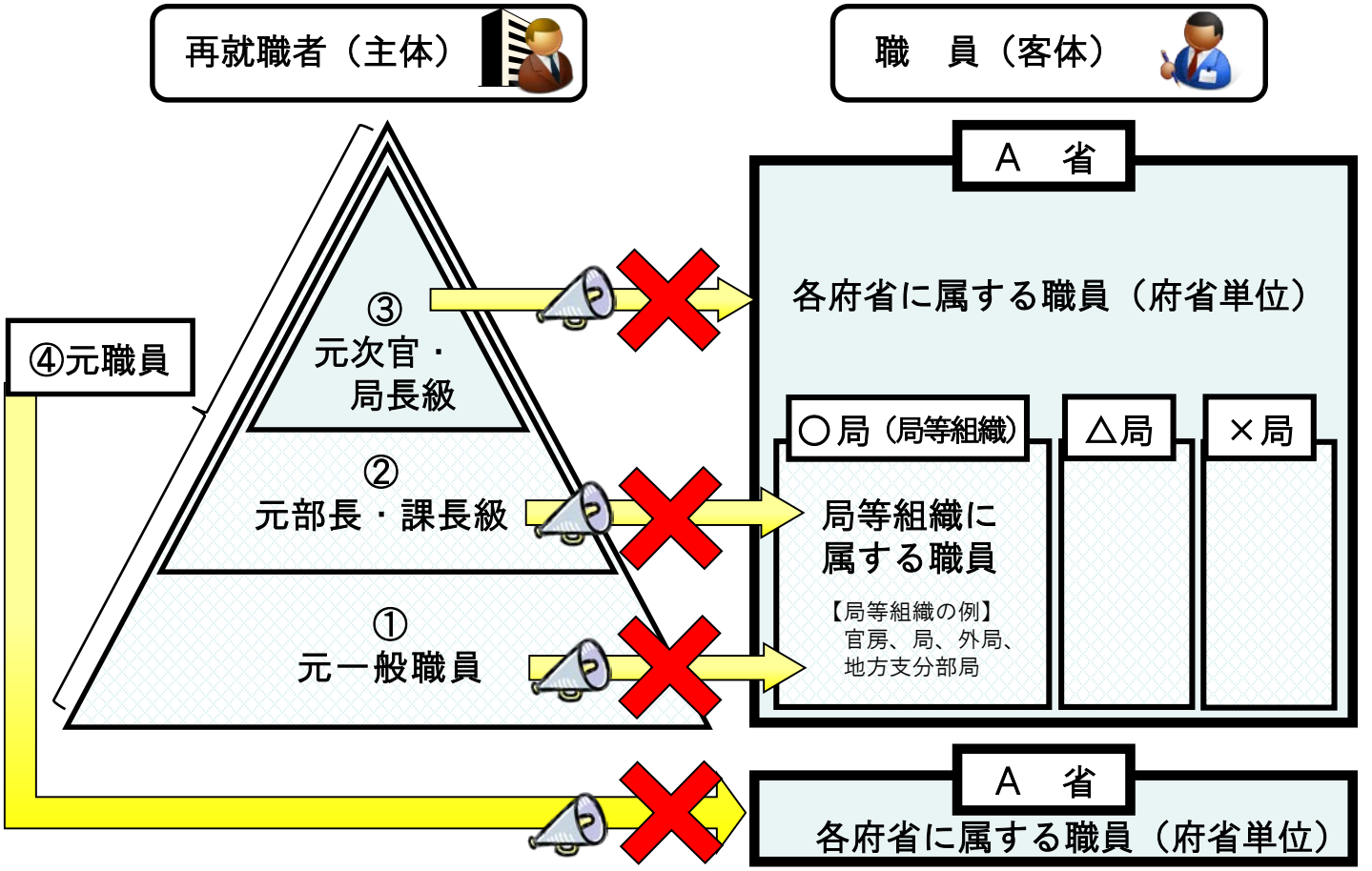

Ｑ＆Ａ

Ｑ１．かつて在職した府省への働きかけは全て禁止されるのですか。

Ａ１．再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分等の事務で、在職中に自ら決定したものに関する働きかけは、期限の定めなく禁止されるほか、離職前５年間に在職した局等組織の職員に対する働きかけは、離職後２年間は禁止されます。

　なお、在職中のポストにより、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。

Ｑ２．契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものではない働きかけでも禁止されるのですか。

Ａ２．不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。

　なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）には、刑罰（１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金）の対象になります。

Ｑ３．かつて在職していた府省との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、府省から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのですか。

Ａ３．再就職者による依頼等の規制の例外として、契約に基づく権利の行使や行政庁からの委託を受けた事務の実施に必要な場合などに働きかけを行うことは認められています。

Ｑ４．再就職した国家公務員ＯＢから働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

Ａ４．再就職等監視委員会事務局までご連絡の上、再就職等監察官宛に届け出てください。（届出様式は、内閣府再就職等監視委員会ホームページからダウンロードできます。）

　なお、届出を行う必要があるかどうか迷った場合など、不明な点があるときは、所属府省等の人事担当部局又は再就職等監視委員会事務局に相談してください。

Ｑ５．「公務の公正性の確保に支障が生じない場合」として再就職等監視委員会が承認する場合とは、どのような場合ですか。

Ａ５．再就職者が働きかけを行う現職職員の職務が、「電気、ガス若しくは水道水の供給、又はＮＨＫによる放送の役務の給付」を受ける契約に関するものや、その他職員の裁量の余地が少ないものである場合に、承認できることとされています。

4 再就職等規制違反事例

これまでに再就職等規制違反として認定された事例は、営利企業等の地位に就任させるための情報提供や情報提供依頼行為、利害関係企業等への求職行為があります。（次の下線部のような趣旨の発言等を違反行為として認定しています。）

○ 他の職員の再就職依頼・情報提供規制違反 1 関連

① 情報の提供行為（国家公務員法第１０６条の２）

営利企業等

Ａさん（職員ＯＢ）を雇用したいと考えています。
Ａさんは今どうされているかご存知ですか？

Ａさんは前職を退任すると言っていましたので、今仕事がないんだと思いますよ。

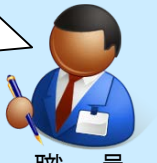

職　員

② 情報の提供依頼行為（国家公務員法第１０６条の２）

職　員

Ｂさん（職員ＯＢ）は退任するらしいですね。

営利企業等

Ｂさんのポストが空席になるかどうかの情報を得ようとした情報提供依頼行為に当たります。
（Ｂさんの後任には、職員ＯＢの就任の可能性が高いという事情がありました。）

○ 在職中の求職規制違反 2 関連

① 再就職の約束行為（国家公務員法第１０６条の３）

利害関係企業等

（再就職の誘い）

（再就職の誘いに応じる旨の意思表示）※推認

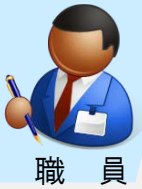

職　員

任命権者調査の結果、企業側において離職日より前に当該職員の採用手続きがとられていたことが判明したことから、離職前に何らかの再就職の意思表示があったものと推認しています。

② 自己の情報の提供行為、再就職要求行為（国家公務員法第１０６条の３）

職　員

何度も「もうすぐ定年退職」、「これが最後の仕事」と告げ、再就職の誘いを誘発

（利害関係が無くなる事実及び時期を伝え、企業トップとの面会を要求）

（再就職の誘い）

利害関係企業等

⚠ 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

5 規制違反の調査と制裁措置

再就職等規制違反行為の疑いがある場合は、任命権者又は再就職等監視委員会による調査が行われ、調査の結果、再就職等規制違反行為があったと認められるときは、国家公務員法に基づき、「他の職員の再就職依頼・情報提供の規制」違反及び「在職中の求職の規制」違反は**懲戒処分**、「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」違反は**１０万円以下の過料**の対象となります。

また、職務上**不正な行為**を伴う場合は、「他の職員の再就職依頼・情報提供の規制」違反及び「在職中の求職の規制」違反は懲戒処分に加え**３年以下の懲役**、「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」違反は、**１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金**の対象となります。

6 規制違反情報の受付

再就職等監視委員会では、**再就職等規制違反行為に関する情報をホームページ、電話、投書により受け付け**ていますので、ご協力をお願いします。

Ｑ＆Ａ

Ｑ１．提供された情報はどのように使われますか。

Ａ１．ご提供いただいた情報に基づき、当委員会の調査を行います。
可能な場合には、具体的な情報（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で、何をしたかなどの情報）の提供をお願いします。

Ｑ２．情報提供は匿名でも構いませんか。

Ａ２．匿名でも構いませんが、ご提供いただいた情報について、当委員会からより詳細な確認をさせていただく場合もありますので、可能な限り、ご連絡先をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

Ｑ３．情報提供者の氏名が委員会以外に提供されることはありませんか。

Ａ３．ありません。情報提供者の氏名等の個人情報は、「国家公務員法」による職員の守秘義務によって、外部に提供されることのないよう守られています。調査の際も情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう取り扱っておりますので、ご安心下さい。

○再就職等の届出について

以下に該当する場合は、再就職情報を各府省等に届け出る必要があります。

詳しくは各府省等の人事担当部局にお問い合わせ下さい。

・職員が在職中に再就職の約束をした場合

・管理職職員であった者が独法等の役員に再就職しようとする場合（離職後２年間）

・管理職職員であった者が営利企業、その他の団体に再就職した場合等（離職後２年間）

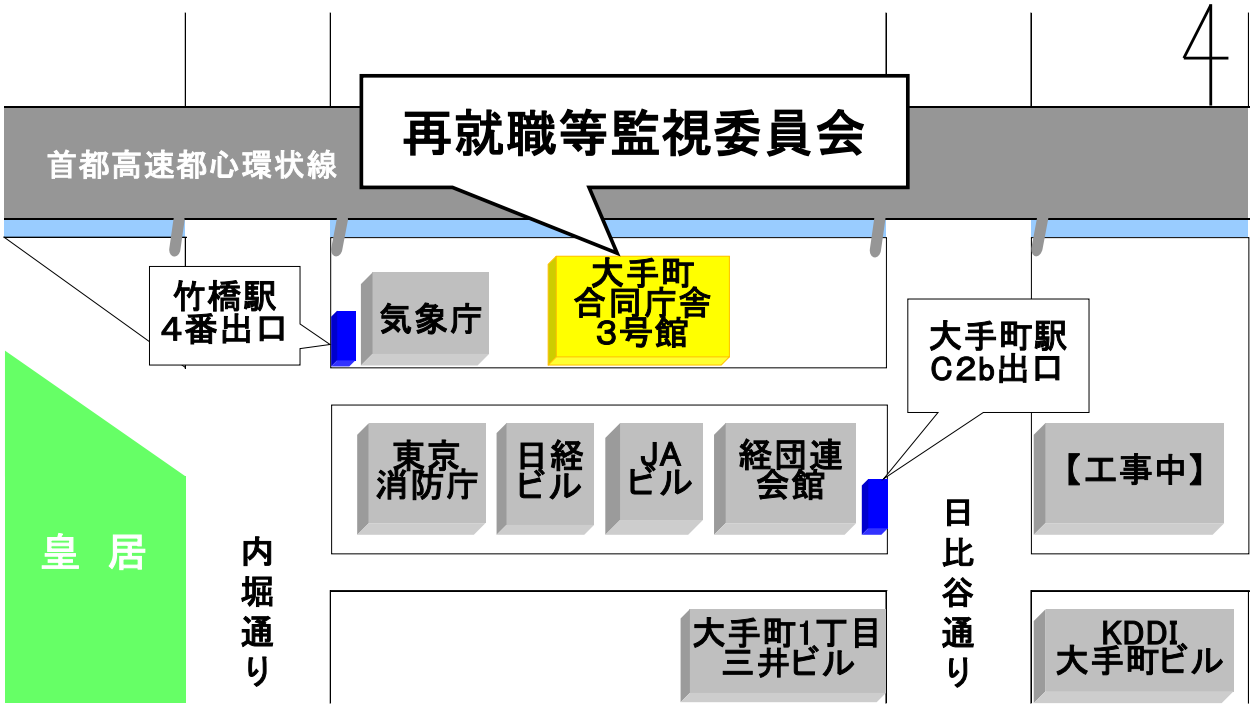

内閣府　再就職等監視委員会事務局
〒100-0004　東京都千代田区大手町1-3-3
電話：03-6268-7660～7668（直通）
FAX：03-6268-7659
URL：http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html